

2026年4月30日

各 位

会 社 名 株式会社日本M&Aセンター
ホールディングス
代表者役職名 代表取締役社長 三宅 卓
(コード番号：2127 東証プライム)
問い合わせ先 取締役副社長 榎木 孝磨
T E L 03-5220-5451

取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員、社外取締役および国内非居住者を除く。）を対象に、当社株式を報酬として交付する業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

これにより、当社は、本制度の導入に関する議案について2026年6月25日開催予定の第35回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議いたします。

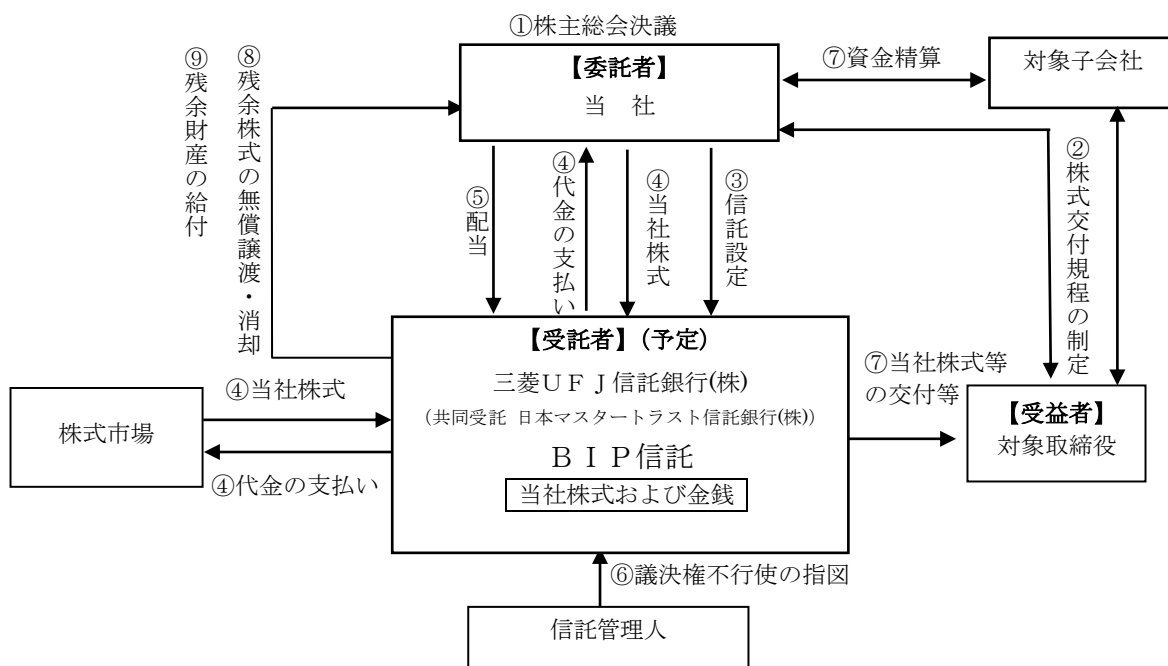
また、当社子会社（以下「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて「対象会社」といいます。）についても同様に、本日開催の各対象子会社の取締役会において、取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。当社取締役と併せて「対象取締役」といいます。）を対象に本制度を導入することを決議いたしました。対象子会社は各対象子会社の定時株主総会に付議することといたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

- (1) 対象会社は、対象取締役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、対象取締役が株価の変動によるリターンとリスクを当社株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上への意欲を高めることを目的として、本制度を導入いたします。
 - (2) 本制度の導入は、本株主総会および対象子会社の定時株主総会において、本制度の導入に関する議案の承認を得ることを条件とします。
 - (3) 本制度は、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。これは、対象取締役の役位等に応じて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を対象取締役に交付および給付（以下「交付等」といいます。）する制度です。
 - (4) 当社は、役員報酬にかかる手続きの公平性と透明性の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設置しております。本制度の導入については、報酬諮問委員会の審議を経ております。
- (※) 当社は本日、本制度と併せて、従業員インセンティブ・プランである「株式付与ESOP信託」の導入を決議しております。詳細につきましては、本日発表いたしました「従業員に対する株式インセンティブの導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

2. 本制度の仕組み



- ① 対象会社は各対象会社の株主総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ② 対象会社は各対象会社の取締役会において、本制度に関する株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、取締役に対する報酬の原資となる金銭を拠出し、委託者として受益者要件を満たす対象取締役を受益者とするBIP信託を設定します。
- ④ BIP信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。BIP信託が対象取締役に対する交付等の対象として取得する株式数は①の本株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ BIP信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ BIP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、業績目標達成時に、役員等に応じて対象取締役に対して一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす対象取締役に対して、一定の時期に、付与されたポイント数のうち一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従いBIP信託内で換価した上で換価処分相当額の金銭を受領します。当社および対象子会社は、各対象子会社に在籍する対象取締役に対し交付等が行われた当社株式の取得に要した金銭を、当社と各対象子会社間で精算します。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種のインセンティブ・プランとしてBIP信託を継続するか、BIP信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ BIP信託終了時に受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の合計額（以下「信託留保金」といいます。）の範囲内で当社に帰属します。また、信託留保金を超過する部分については、当社および対象取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) なお、対象会社は、取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、各対象会社の株主総会で承認を受けた範囲内で、BIP信託に対し追加で金銭を拠出することがあります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役の報酬額に相当する金銭を原資として、B I P信託が当社株式を取得し、B I P信託を通じて役員等に応じて対象取締役に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。

(2) 信託期間

当初の信託期間は、2026年8月(予定)から2033年8月(予定)までの約7年間とします。ただし、信託期間の満了時において、下記(3)の通り信託期間の延長を行うことがあります。

(3) 信託金額およびB I P信託による当社株式の取得方法

本制度は、連続する7事業年度(以下「対象期間」といいます。)を対象とし、当初の対象期間は、2027年3月31日で終了する事業年度から2033年3月31日で終了する事業年度までとします。

当社は、対象期間毎に拠出する信託金の上限を3億円としたうえで、委託者に信託金を拠出し、対象取締役を受益者とする信託期間7年間のB I P信託を設定します。B I P信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場または当社(自己株式処分)から取得します。対象会社は、対象期間中、対象取締役に対するポイント(下記(4)のとおり。)の付与を行い、業績目標達成後、一定の時期に、このポイント数に相当する当社株式等の交付等をB I P信託から行います。

なお、B I P信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、B I P信託を継続することがあります。対象会社は延長された信託期間毎に、株主総会の承認を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続し、B I P信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)および金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額と対象会社が追加拠出する信託金の合計額は、株主総会で承認を得た範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。

また、信託期間の満了時(上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時)に信託契約の変更および追加信託を行わない場合は、それ以降、対象取締役に対するポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、B I P信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 取締役に交付等が行われる当社株式等

対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、業績目標達成時に、役員等に応じて付与されるポイント数により定まり、業績目標達成後、一定の時期において保有するポイント数(以下「保有ポイント数」といいます。)に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントにつき当社株式1株とし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数およびB I P信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

B I P信託の信託期間中に当社取締役に対して付与されるポイント数の上限は609,000ポイントとし、信託期間中に当社取締役が本信託から交付等を受けることができる当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数である609,000株とします(以下「上限交付株式数」といいます。)

なお、上限交付株式数は、上記(3)の信託金の上限を踏まえて、過去の当社の株価水準や動向等を参考に設定しております。現在の当社の取締役に対する報酬支給水準、当社の取締役の員数の動向と今後の見込み、当社の株価水準等から相当であるものと判断しております。

(5) 取締役への当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たした対象取締役は、業績目標達成後、一定の時期に（4）に基づき算出される保有ポイント数に相当する数の当社株式等の交付等をB I P信託から受けるものとします。このとき、当該対象取締役は、所定の受益権確定手続きを行うことにより、保有ポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受け、残りのポイントに相当する数の当社株式については、B I P信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、当社および対象子会社は、各対象子会社に在籍する対象取締役に対し交付等が行われた当社株式の取得に要した金銭を、当社と各対象子会社間で精算します。

なお、対象取締役が死亡した場合は、死亡後に算定される保有ポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてをB I P信託内で換価処分したうえで、当該対象取締役の相続人がB I P信託から換価処分金相当額の給付を受けるものとします。また、対象取締役が国内非居住者となった場合には、その時点までの保有ポイント数に相当する数の当社株式について、そのすべてをB I P信託内で換価処分したうえで、その換価処分金相当額について、B I P信託から給付を受けるものとします。

(6) B I P信託内の当社株式に関する議決権行使

B I P信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(7) B I P信託内の当社株式に係る配当の取扱い

B I P信託内の当社株式にかかる配当は、B I P信託が受領し、B I P信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) 信託期間満了時の残余株式および配当金の残余の取扱い

信託期間の満了時に残余株式が生じた場合は、本制度またはこれと同種のインセンティブ・プランとしてB I P信託を継続利用する場合、対象取締役に対する交付等の対象となります。信託期間の満了によりB I P信託を終了する場合には、B I P信託は当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間の満了時に生じたB I P信託内の当社株式に係る配当金の残余は、B I P信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了によりB I P信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金を超過する部分について、当社および対象取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 対象取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤ 受益者 | 対象取締役のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦ 信託契約日 | 2026年8月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2026年8月（予定）～2033年8月（予定） |
| ⑨ 制度開始日 | 2026年8月（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しないものとします |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の上限額 | 3億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場または当社（自己株式処分）から取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上